

○大府市アートオブリスト実行委員会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の現代アートへの理解を深めるとともに、文化芸術活動を促進するための事業を実施する団体に対して予算の範囲内で交付する大府市アートオブリスト実行委員会交付金（以下「交付金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「現代アート」とは、絵画、彫刻、写真、映像、パフォーマンス及びインスタレーション等の多様な表現方法や技法を用いたアートのことをいう。

(対象団体)

第3条 交付金の交付の対象となる団体は、アートオブリスト実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

(対象事業)

第4条 交付金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、実行委員会が本市で開催する現代アートをテーマとした展覧会、講演会及びワークショップ等の事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、対象事業としない。

- (1) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (2) 公序良俗に反するおそれのある事業
- (3) 本市の他の交付金、助成金又は補助金を受けて実施する事業

(対象経費)

第5条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、対象事業に係る経費で、別表に掲げるものとする。

(交付金の額)

第6条 交付金の額は、交付対象経費で、予算に定める額の範囲内で市長が定める額とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費		内容
賃金		人件費等
報償費		キュレーター、出展作家（作品制作費を含む。）、出演者、講師、講演者、原稿執筆者、編集者、翻訳家、通訳、カメラマン、デザイナー、映像制作者、出店者、会場監視員、ガイドスタッフ、展示作業補助スタッフ等への謝礼又は記念品等
旅費		鉄道運賃、航空運賃、宿泊費、日当等
需用費	消耗品費	物品購入費(当該事業のみで使用されることが確認できるもの)
	食糧費	出展作家、講師等の飲食物経費
	印刷製本費	ポスター、チラシ、パンフレット、アンケート用紙、図録、カタログ、入場券、プログラム、案内看板、のぼり等の印刷製本費（デザイン料を含む。）
	燃料費及び光熱水費	燃料費及び光熱水費（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
役務費		郵送料、振込手数料、保険料等
委託料		作品等運搬設置、案内看板設置、駐車場整理、会場設営、撮影・編集、託児等の委託料
使用料及び賃借料		会場、付属設備、作品、機器、自動車、有料道路、駐車場、著作権等の使用料又は借上料
備品購入費		備品購入費(当該事業のみで使用されることが確認できるもの)
負担金		研修負担金
その他の経費		その他市長が必要と認める経費